

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 22 日

関係県 廃棄物主管部（局）及び建設主管部（局）御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

大規模災害等により被害の生じた建築物等の建設リサイクル法上の取扱について

今般、平成 28 年熊本地震により、広範囲にわたる地域で甚大な被害が生じており、これに伴い、地震により倒壊・半倒壊等の被害が生じた建築物等が発生しているところです。

このような、被害の生じた建築物等が多数発生しているところ、円滑な復興を進めるために、震災等により被害の生じた建築物等における建設リサイクル法上の取扱について別紙のとおり取りまとめましたので送付します。

取りまとめた結果を参考にして、被災した建築物等の処理を進めてください。

<連絡先>

国土交通省土地・建設産業局建設業課

担当：佐々木、渡邊

TEL:03-5253-8111（内線 24733）

E-mail: sasaki-a82al@mlit.go.jp

watanabe-y2dc@mlit.go.jp

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

担当：谷貝、小林

TEL: 03-3581-3351（内線 6829）

E-mail: hairi-recycle@env.go.jp

大規模災害等により被害の生じた建築物等の建設リサイクル法上の取扱いについて

大規模災害等により被害の生じた建築物等の建設リサイクル法上の取扱は、以下のとおり。

○建設リサイクル法においては、同法9条により、受注者は「正当な理由」がある場合を除き、分別解体等をしなければならないとされている。当該「正当な理由」としては下記の例が想定されている。

正当な理由の例

- ①災害で建築物が倒壊しそうな場合等、分別解体を実施することが危険な場合
- ②災害の緊急復旧工事（単なる災害復旧工事は除く）など緊急を要する場合

○具体的な運用については、個々の事例に即して総合的に判断していただく必要がある。

以上

（参考）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） 抜粋

（分別解体等実施義務）

第九条 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のものの受注者（当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。）又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。

（以下、略）